

株式会社 兵庫確認検査機構
性能評価業務規程

目次

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (評価等の業務を行う時間及び休日)
- 第4条 (事務所の所在地)
- 第5条 (評価等の業務を行う区域)
- 第6条 (評価等の業務を行う住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

- 第7条 (設計住宅性能評価の申請)
- 第8条 (長期使用構造等確認の申請)
- 第9条 (設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)
- 第10条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)
- 第11条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認)
- 第12条 (設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)
- 第13条 (設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)
- 第14条 (設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)
- 第15条 (長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第3章 建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

- 第16条 (建設住宅性能評価の申請)
- 第17条 (長期使用構造等確認の申請)
- 第18条 (建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)
- 第19条 (建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)
- 第20条 (建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認)
- 第21条 (新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)
- 第22条 (建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)
- 第23条 (建設工事の変更)
- 第24条 (建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)
- 第25条 (長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第4章 評価員等

- 第26条 (評価員の選任)
- 第27条 (評価員の解任)
- 第28条 (評価員の配置)
- 第29条 (評価員の教育)
- 第30条 (評価等の業務の実施及び管理の体制)
- 第31条 (評価員等の身分証の携帯)
- 第32条 (秘密保持義務)

第5章 評価料金等

- 第33条 (評価料金等の収納)
- 第34条 (評価料金等を減額するための要件)
- 第35条 (評価料金等の返還)

第36条 (負担金の納付)

第6章 雑則

第37条 (登録の区分等の揭示)

第38条 (評価業務規程等の公開)

第39条 (財務諸表等の備付け)

第40条 (財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第41条 (帳簿及び書類の保存)

第42条 (帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第43条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)

第44条 (評価等の業務に関する公正の確保)

第45条 (損害賠償保険への加入)

第46条 (事前相談)

附則

株式会社 兵庫確認検査機構

性能評価業務規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この評価業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社 兵庫確認検査機構（以下「機構」という。）が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第 7 条第 1 項に規定する評価の業務（以下単に「評価の業務」という。）及び法第 6 条の 2 第 3 項又は第 4 項に規定する確認（以下「長期使用構造等確認」という。）の業務（以下これらを総称して「評価等の業務」という。）の実施について、法第 16 条第 1 項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第 2 条 評価等の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価等の業務を行う時間及び休日)

第 3 条 評価等の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前 9 時から午後 6 時までとする。

2 評価等の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める国民の祝日
- (3) 年末年始（期間はその年度毎に決定する。）
- (4) その他、機構が定める日

3 評価等の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価等の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前 2 項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第 4 条 株式会社 兵庫確認検査機構の所在地は、本店を兵庫県姫路市南条 426 番地 2 とする。

- 2 加古川支店を兵庫県加古川市加古川町北在家 2006 番地とする。
- 3 豊岡支店を兵庫県豊岡市九日市上町 745 番地 1 とする。
- 4 神戸支店を兵庫県神戸市中央区京町 72 番地とする。

(評価等の業務を行う区域)

第 5 条 株式会社 兵庫確認検査機構の業務区域は、兵庫県、大阪府、京都府の全域とする。

(評価等の業務に係る住宅の種類及び評価等の業務を行う範囲)

第 6 条 機構は、法第 7 条第 2 項各号に掲げる住宅の種別の係る評価の業務 {のうち【住宅の種類等】に係るもの} について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省

令第20号。以下「施行規則」という。)第9条第一号から第三号までに定める区分に係る評価の業務を行うものとする。

- 2 当機関は、前項に規定する住宅の種別に係る長期使用構造等確認の業務を行うものとする。

第2章 設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、機構に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
 - (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第6項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
 - (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあっては、特別評価方法認定書の写し（ただし、機構が当該認定書の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類（必要な場合に限る。）
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、機構に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、機構において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。）
 - 3 前2項の規定により提出される図書（以下「設計評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）の受理によることができる。この場合、前2項の規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(長期使用構造等確認の申請)

第8条 長期使用構造等確認（新築住宅に係るものに限る。以下この章において同じ。）を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
 - (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書（以下この章において「長期使用構造等確認書」という。）又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて設計住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないも

のとする。(ただし、機構において直前の長期使用構造等確認又は設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、長期使用構造等確認書又は法第6条の2第4項の住宅性能評価書若しくはそれらの写しを除く。)

- 3 前条第3項の規定は、前2項の規定により提出される図書（以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。）の受理において準用する。

（設計住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請）

第9条 施行規則第7条の3第に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

（設計住宅性能評価の及び長期使用構造等確認の申請受理並びに契約）

第10条 機構は、設計住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 機構は、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、機構は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
- 4 機構は、第1項により設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者と機構は別に定める評価業務約款に基づき設計住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、機構の求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報を機構に提供しなければならないこと。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他機構に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。

- (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、機構に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、機構が行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の機構に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 機構は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d) の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (6) 機構が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかった場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。
- 6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする。

（設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

- 第 11 条 機構は、法、これに基づく命令及び告示並びに登録講習機関（登録制以降前の指定講習機関を含む。）が行う講習において使用する国土交通大臣指定評価員講習会テキスト、一般社団法人住宅性能評価・表示協会発行「戸建て住宅のための住宅性能評価申請の手引き」、公益財団法人日本住宅・木材技術センター発行「木造住宅のための住宅性能表示」又はこれと同等のものとして機構が作成した「住宅性能評価マニュアル」及び一般社団法人住宅性能評価・表示協会発行「長期優良住宅に係る認定基準技術解説」、「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程・技術的審査手引き」、「長期優良住宅認定等に係る技術的審査マニュアル」又はこれと同等のものとして機構が作成した「長期優良住宅審査マニュアル」に従い、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。
- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
 - 3 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
 - 4 評価員は、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を一時中断する。
 - 5 前項の規定により設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を中断した場合においては、機構は、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認を再開しな

い。

(設計住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第 12 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を機構に提出する。

- 2 前項の場合においては、機構は、設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。
- 3 前 2 項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(設計評価提出図書及び長期使用構造等確認図書の変更)

第 13 条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について機構に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、機構が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、長期使用構造等確認図書の変更について準用する。この場合において、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(設計住宅性能評価書及び長期使用構造等確認書の交付)

第 14 条 機構は、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。

- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準法第 6 条第 1 項の建築基準関係規定（以下「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
- (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他機構に帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
- (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表 1 に定める方法に従う。
- 3 機構は、第 1 項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。
- 4 設計住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
- 5 前 4 項（ただし、第 1 項第 (3) を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「設計住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「設計住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「設計評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第 4 条第 2 項及び第 3 項の規定」とあるのは「施行規則第 7 条の 4 第 1 項第 2

号の規定」と、「書面をもって通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第 15 条 第 8 条第 2 項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成 21 年国土交通省令第 3 号）第 7 条第 4 号に規定する軽微な変更（以下単この条において「軽微な変更」という。）に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。

ただし、当機関が法第 6 条の 2 第 3 項による確認書又は第 4 項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第 3 章 建設住宅性能評価の実施方法

(建設住宅性能評価の申請)

第 16 条 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、機構に対し、次の各号（機構において最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあっては、（2）を除く。）に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあっては、同項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 3 項又は第 4 項）の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第 5 条第 1 項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、機構に対し、前項（1）に掲げる図書、前項（2）及び（3）に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを 2 部提出しなければならないものとする。（ただし、機構において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあっては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 建設住宅性能評価のうち、既存住宅に係るものを申請しようとする者は、機構に対し、次の各号に掲げる図書を 2 部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第 5 条第 1 項に規定する建設住宅性能評価申請書（既存住宅）
 - (2) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取り図
 - (3) 住宅に関する基本的な事項に関する申告書
 - (4) 評価方法基準第 4 の 3 （1）イ後段の規定を適用する場合にあっては、登録住宅性能評価機関が行った現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果を記載した書類
 - (5) 評価方法基準第 4 の 3 （1）ロ又はハの規定を適用し、評価対象建築物の図書等で建設住宅性能評価に用いられたものをもって評価を行う場合にあっては、施行規則第 15

- 条第1項第1号ロ(1)若しくはハ(2)に掲げる書類(建設住宅性能評価申請書を除き、住宅性能評価に要したものに限る。)又はその写し及び評価の結果を記載した書類
- 4 申請者は、第1項から第3項までに掲げる図書が整っていない場合であっても、機構に対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 5 第1項から第3項までの規定により提出される図書(以下「建設評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。この場合、第1項から第3項までの規定にかかわらず図書の提出は1部でよいものとする。

(長期使用構造等確認の申請)

第17条 長期使用構造等確認(既存住宅に係るものに限る。第18条を除き、以下この章において同じ。)を求めようとする者は、当機関に対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第7条の2第1項に規定する長期使用構造等確認申請書
- (2) 令和3年国土交通省告示第1366号第1から第3までに定める図書
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請しようとする者は、当機関に対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の長期使用構造等確認の結果が記載された確認書(以下この章において「長期使用構造等確認書」という。)又はその写しを2部提出しなければならないものとする。ただし、法第6条の2第4項の住宅性能評価書が交付された住宅で変更確認の申請を行う場合は、長期使用構造等確認書に替えて建設住宅性能評価書又はその写しを提出しなければならないものとする。
- 3 前条第5項の規定は、前2項の規定により提出される図書(以下この章において「長期使用構造等確認提出図書」という。)の受理において準用する。

(建設住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請)

第18条 施行規則第7条の3に規定する住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認(建築行為を伴わない既存住宅に係るものに限る。)の申請については、施行規則第7条の2第1項に規定する変更確認を申請する場合を除き、この章の規定を適用する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約)

第19条 機構は、建設住宅性能評価の申請があったときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条第1項に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (2) 形式上の不備がないこと。
- (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 機構は、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、機構は、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 機構は、第1項により建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に引受承諾書を交付する。この場合、申請者と機構は別に定める評価業務約款に基づき建設住宅性能評価に係る契約を締結するものとする。

- 5 前項の評価業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 申請者は、機構の求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報を機構に提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、機構の評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価等の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他機構に帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅、同法第7条の6第1項第1号若しくは第2号の規定による認定を受けた住宅又は既存住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第18条第22項又は第18条第26項）に規定する検査済証の写しを機構に提出しないときは、業務期日を延期することができること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、機構に書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、機構が行うべき評価等の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他の機構に帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) 機構は、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (6) 機構が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。
 - (c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評

価を行うことができなかった場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

- 6 前5項の規定（前項(1)の規定を除く。）は、長期使用構造等確認の申請の受理並びに契約についても準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第2項」と、「評価の業務」とあるのは「長期使用構造等確認の業務」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と読み替えるものとする

（建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認）

第20条 機構は、法、これに基づく命令及び告示並びに登録講習機関（登録制以降前の指定講習機関を含む。）が行う講習において使用する国土交通大臣指定評価員講習会テキスト、一般社団法人住宅性能評価・表示協会発行「戸建て住宅のための住宅性能評価申請の手引き」、公益財団法人日本住宅・木材技術センター発行「木造住宅のための住宅性能表示」又はこれと同等のものとして機構が作成した「住宅性能評価用審査資料」及び一般社団法人住宅性能評価・表示協会発行「長期優良住宅に係る認定基準技術解説」、「長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査業務規程・技術的審査手引き」、「長期優良住宅認定等に係る技術的審査マニュアル」又はこれと同等のものとして機構が作成した「長期優良住宅審査マニュアル」に従い、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認を評価員に実施させる。

- 2 評価等の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付け、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者、工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。
- 5 評価員は、既存住宅に係る建設住宅性能評価のための検査の後に、申請者から補修等（容易に行うことができるものに限る。）を行った上での再検査を受けたい旨の申し出があった場合（申請者と所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ている場合に限る。）は、建設住宅性能評価を一時中断する。
- 6 第4項又は第5項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、機構は、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

（新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査）

第21条 申請者は、機構に対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を別記様式、口頭又はその他あらかじめ申請者と協議して定めた方法により通知しなければならないものとする。

- 2 機構は、前項の規定による通知を受理したときは、同項に規定する日又はその通知を受理した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を行わせる。
- 3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書を機構に提出しなければならないものとする。
- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 機構は、検査を行ったときは、遅延なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建

設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請の取り下げ)

第 22 条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を機構に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、機構は、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。
- 3 前 2 項の規定は、長期使用構造等確認の申請の取り下げについて準用する。この場合において、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設評価提出図書」とあるのは「長期使用構造等確認提出図書」と読み替えるものとする。

(建設工事の変更)

第 23 条 申請者は、新築住宅に係る建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事に変更された場合においては、その旨及び変更の内容について機構に通知するものとする。

- 2 前項の通知が行われた場合において、機構が変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書及び長期使用構造等確認の交付)

第 24 条 機構は、建設住宅性能評価が終了した場合においては、新築住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の各号に掲げる場合、既存住宅に係る建設住宅性能評価にあつては次の（１）、（２）、（５）及び（６）に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。

- （１）建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
- （２）建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
- （３）建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
- （４）申請に係る住宅について建築基準法第 7 条第 5 項（国の機関の長等が建築主である場合は、同法第 18 条第 22 項又は第 18 条第 26 項）の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第 7 条第 1 項の規定による検査を要しない住宅又は同法第 7 条の 6 第 1 項第 1 号若しくは第 2 号の規定による認定を受けた住宅にあつては、この限りでない。
- （５）建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他機構に帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
- （６）評価料金が支払期日までに支払われていないとき。

- 2 第 14 条第 2 項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
- 3 機構は、第 1 項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第 7 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。
- 4 建設住宅性能評価書又は前項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。
- 5 前 4 項（ただし、第 1 項（3）及び（4）を除く。）の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「建設住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と、「建設住宅性能評価書」とあるのは「長期使用構造等確認書」と、「建設評価提出図書」とあ

るのは「長期使用構造等確認提出図書」と、「評価料金」とあるのは「確認料金」と、「建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合」とあるのは「長期使用構造等でないと確認された場合」と、「施行規則第7条第2項及び第3項の規定」とあるのは「施行規則第7条の4第1項第2号の規定」と、「その旨を通知する」とあるのは「長期使用構造等でない旨の確認書を交付する」と読み替えるものとする。

(長期使用構造等に係る軽微変更該当証明)

第25条 第17条第2項によらず、計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成21年国土交通省令第3号)第7条第5号に規定する軽微な変更(以下この条において単に「軽微な変更」という。)に該当することの証明を求める者は、軽微変更該当証明を依頼することができる。当機関が確認を行い、別に定める様式により、軽微な変更該当する場合は軽微変更該当証明書を、計画の変更が軽微な変更該当しない場合は軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができない場合は軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者に交付する。ただし、当機関が法第6条の2第3項による確認書又は第4項による住宅性能評価書を交付した住宅については、軽微変更該当証明書又は軽微な変更該当しない旨の通知書のいずれかを交付するものとする。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

第26条 代表取締役は、評価等の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任するものとする。

- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 既存住宅に係る住宅性能評価及び長期使用構造等確認の業務に従事する評価員については、登録講習機関(登録制以降前の指定講習機関を含む。)において、既存住宅に係る住宅性能評価に関する講習の課程を修了した者のうちから選任するものとする。
- 4 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当する者がそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとするものとする。

(評価員の解任)

第27条 代表取締役は、評価員が次のいずれかに該当する場合においては、その評価員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

第28条 評価等の業務を実施するため、評価員を本店に2名以上、加古川支店に1名以上、豊岡支店に1名以上、神戸支店に1名以上配置する。

- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価及び長期使用構造等確認を行わなければ

ならない。

- 3 ある事務所の評価員が病気等の事情により、評価等の業務を実施できない場合にあっては、当該事務所において他の事務所の評価員が臨時に評価等の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあっては、他の事務所において当該評価等の業務を行う。
- 4 機構は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価等の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

第 29 条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年 1 回以上機構の行う評価等の業務に関する研修を受講させるものとする。

- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価等の業務の実施及び管理の体制)

第 30 条 評価等の業務に従事する職員を、第 28 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め、本店に 2 名以上、加古川支店に 1 名以上、豊岡支店に 1 名以上、神戸支店に 1 名以上配置する。

- 2 機構は、性能評価部部長を法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価等の業務を統括し、評価等の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書及び長期使用構造等確認書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第 31 条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、評価員については別記第一号様式並びに評価員以外の者については別記第二号様式による。

(秘密保持義務)

第 32 条 機構の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 評価料金等

(評価料金等の収納)

第 33 条 申請者は、別表 3、別表 5 に定める評価料金又は確認料金（以下、「評価料金等」という。）を、現金にて納入する。ただし、申請者の要望により機構が認める場合は、別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

(評価料金等を減額するための要件)

第 34 条 評価料金等は、次に掲げる場合に、別表 4、別表 6 に定める料金に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（機構が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（機構が当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (3) 機構が承認した地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。
- (4) 同一事業者から 1 年間に 300 件以上の申請が見込めると判断したとき。
- (5) 機構が以下の効率的な評価の業務を実施できると判断したとき。

■戸建て住宅（戸数が 1 戸の併用住宅を含む）

- i. 設計住宅性能評価等の申請とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項（国の機関の長等が建築主である場合は、第 18 条第 4 項）の確認の申請を行うとき。
- ii. 建設住宅性能評価等の申請とともに、建築基準法第 7 条の 2 第 1 項の検査及び同法第 7 条の 4 第 1 項（国の機関の長等が建築主である場合は、第 18 条第 23 項及び第 18 条第 32 号）の検査の申請を行うとき。
- iii. 事前に構造計算方法、省エネ計算方法等を機構と協議を行い住宅性能評価が効率的に実施できるとき。
- iv. 必須項目等のみの申請の場合
- v. 電子申請で行われ、建設性能評価等の資料のやり取りも電子メール等を利用した効率のよいものである場合

■共同住宅等

- vi. 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価等を効率的に実施できるとき。
- vii. 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価等の申請を同時に受けたとき。
- viii. 共同住宅（延べ面積 300 m²以下）の設計住宅性能評価において、必須項目のみ取得する場合で、評価基準 3・1（劣化の軽減）のみ等級 2 以上を取得し、他の評価基準は等級 1 を取得するとき。

■共通

- ix. 機構が行う他制度の業務と審査・検査を効率的に行えるとき。
 - x. 機構への申請を行おうとする新規業者で、住宅性能評価担当者等と協議を行い効率の良い申請方法等について両社が同意した場合
 - xi. 機構へ申請を行おうとする業者（業者から指定された協力業者で機構が了承した場合を含む）で、住宅性能評価担当者等と協議を行い効率の良い申請方法等について両社が同意した場合
 - xii. その他、上記以外に機構が効率的な評価の業務を実施できると判断したとき。
- (6) 変更申告書及び長期使用構造等軽微変更該当証明申請書の内容により機構が効率的な評価の業務を実施できると判断したとき。
 - (7) 木造 2 階建て住宅（併用住宅を含む）で構造の安定の項目を許容応力計算等で適合確認を行った場合は減額を行わない。（業務規程第 34 条（4）、（5）xii を除く。）

(評価等料金の返還)

第 35 条 収納した評価料金等は、返還しない。ただし、機構の責に帰すべき事由により評価等の業務が実施できなかった場合には、この限りではない。

(負担金の納付)

第 36 条 機構は、法第 8 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章 雑 則

(登録の区分等の掲示等)

第 37 条 機構は、法第 17 条の規定に従い、登録の区分その他施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項について、各事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した機構のホームページ (<http://www.kakunin.co.jp>) において公表するものとする。

(評価業務規程等の公開)

第 38 条 機構は、本規程を評価等の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第 39 条 機構は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸貸対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 40 条 利害関係人は、機構の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2) 又は (4) の請求をするには、1 回につき 500 円を支払わなければならないものとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a) 及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 41 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 19 条第 1 項の帳簿 評価の業務の全部を廃止するまで
- (2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付図書、設計住宅性能評価に係る契約書その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。） 5 年間
- (3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付図書、工事監理報告書、建設住宅性能評価に係る契約書その他建設住宅性能評価に要した書類 20 年間
- (4) 長期使用構造等確認申請書及びその添付図書、法第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の写し並びに長期使用構造等確認に係る契約書その他長期使用構造等確認に要した書類 5 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 42 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 43 条 機構は、電子情報処理組織による申請の受付け及び図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価等の業務に関する公正の確保)

第 44 条 機構の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。

- 2 機構の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 機構の長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価等の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
 - (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項（１）、（２）、（３）または（４）に掲げる業務を行った場合
- 4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない
- 5 前 4 項の規定は、長期使用構造等確認において準用する。この場合において、「住宅性能評価」とあるのは「長期使用構造等確認」と読み替えるものとする。

(損害賠償保険への加入)

第 45 条 機構は、評価等の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

(事前相談)

第 46 条 申請者は、住宅性能評価及び長期使用構造等確認の申請に先立ち、機構に相談をすることができる。この場合においては、機構は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

この規程は、平成 14 年 12 月 17 日から施行する。

改定	平成 16 年 5 月 6 日		令和 4 年 2 月 20 日
	平成 18 年 3 月 1 日		令和 4 年 10 月 1 日
	平成 19 年 1 月 10 日		令和 4 年 11 月 7 日
	平成 19 年 12 月 17 日		令和 6 年 4 月 1 日
	平成 20 年 4 月 1 日		令和 6 年 5 月 7 日
	平成 21 年 6 月 1 日		令和 6 年 11 月 1 日
	平成 21 年 6 月 15 日		
	平成 21 年 7 月 18 日		
	平成 22 年 6 月 1 日		
	平成 23 年 3 月 14 日		
	平成 24 年 7 月 2 日		
	平成 26 年 4 月 1 日		
	平成 27 年 6 月 1 日		
	平成 30 年 5 月 7 日		
	平成 30 年 10 月 1 日		
	令和 元年 10 月 1 日		
	令和 2 年 1 月 24 日		
	令和 2 年 6 月 1 日		
	令和 3 年 1 月 1 日		
	令和 3 年 9 月 16 日	最終改定	令和 7 年 4 月 1 日

別 表 1

設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書の交付番号の付番方法

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○—○○—○○○○—○—○—○○○○○

1～3桁目	機構の指定番号
4～5桁目	01：本店 02：加古川支店 03：豊岡支店 04：神戸支店
6～9桁目	西暦
10桁目	1：設計住宅性能評価 2：建設住宅性能評価（新築住宅） 3：建設住宅性能評価（既存住宅） 4：設計住宅性能評価書とあわせて長期確認 5：建設住宅性能評価（既存住宅）とあわせて長期確認
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、 00001 から順に付するものとする。）

長期使用構造等確認書の交付番号の付番方法

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○—○○—○○○○—○—○—○○○○○

1～3桁目	登録住宅性能評価機関番号
4～5桁目	01：本店 02：加古川支店 03：豊岡支店 04：神戸支店
6～9桁目	長期使用構造等確認書交付日の西暦
10桁目	1：新築 2：増改築 3：建築行為無
11桁目	1：一戸建ての住宅 2：共同住宅等
12～16桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、 00001から順に付するものとする。）

住宅性能評価料金

(新築住宅性能評価)

※ 一戸建て住宅の申請料金(基本:必須項目等のみ選択 ※1) (戸数が一戸の併用住宅を含む)

床面積の合計（A）		基本料金		住宅型式認定等 （検査回数が 2 回の場合）	
		申請戸数が多い等、下記料金から減額になる場合がございますので ご相談ください			
		設計評価	建設評価※2	設計評価	建設評価※2
A ≤ 300 m ² ※4	電子申請	50,000 円	93,000 円	26,000 円	64,000 円
	紙申請	55,000 円	98,000 円		
	選択あり※3	上記該当手数料 +5,000 円	上記該当手数料 +5,000 円	29,000 円	
許容応力度計算等で適合確認		上記該当手数料 +10,000 円	—	—	—
300 m ² < A ≤ 500 m ² ※4	電子申請	68,000 円	127,000 円	40,000 円	83,000 円
	紙申請	73,000 円	132,000 円		
	選択あり※3	上記該当手数料 +5,000 円	上記該当手数料 +5,000 円	43,000 円	
500 m ² < A	電子申請	130,000 円	203,000 円	60,000 円	123,000 円
	紙申請	135,000 円	208,000 円		
	選択あり※3	上記該当手数料 +5,000 円	上記該当手数料 +5,000 円	63,000 円	
長期使用構造等 の審査も含む場合		上記該当手数料 +5,000 円	※2 長期使用構造等 の検査は行いません	上記該当手数料	※2 長期使用構造等 の検査は行いません
変更申請		上記該当手数料 の半額	左に同じ	上記該当手数料 の半額	左に同じ
業務規程第 13 条による変更 の設計住宅性能評価申請書 （別件で新規申請） ※5		変更前物件の 申請手数料 の半額を加算	—	変更前物件の 申請手数料 の半額を加算	—
変更申告書 （1 提出につき）		—	6,000 円	—	6,000 円
設計住宅性能評価における 長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書		6,000 円		6,000 円	
機構様式による 設計住宅性能評価 軽微な変更報告書 ※6		6,000 円	—	6,000 円	—
評価書の再交付 （軽微な変更報告書による 文字訂正等も含む）		6,000 円			

長期使用構造等確認書交付後に設計性能評価を取得	6,000 円
-------------------------	---------

- ※1 基本：必須項目等のみとは 必須項目及び以下の項目以外の項目を選択した場合とする
1-2（耐震等級）、1-4（耐風等級）、1-5（耐積雪等級）、
2-1（感知警報装置設置等級）、2-4（脱出対策）、2-5（耐火等級：開口部）、
2-6（耐火等級：開口部以外）、6-1（ホルムアルデヒド対策）、6-2（局所換気設備）
- ※2 建設住宅性能評価では長期使用構造等の検査は行わない
- ※3 選択ありとは 必須項目の他に※1の選択項目以外の項目を選択した場合とする
- ※4 木造2階建て住宅で構造の安定の項目を許容応力度計算等で適合確認を行った場合は、業務規程第34条（7）により減額を行わない（業務規程第34条（4）、（5）Ⅻを除く）
- ※5 設計住宅性能評価書の交付前に申請者から通知のあった変更の内容が大規模であると機構が判断した場合は設計住宅性能評価を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価の新規申請を行う
- ※6 設計住宅性能評価の機構様式軽微な変更報告書は機構独自の取り扱いであり、申請書類の整合の整理を行うもので法令上の効力は生じない

※ 共同住宅等の申請料金

床面積の合計（A）	設計評価	建設評価※1
	下記料金から減額になる場合がございますのでご相談ください	
$A \leq 500 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 50,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 33,000 \text{ 円}$
$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 55,000 \text{ 円}$
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 150,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 77,000 \text{ 円}$
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 3,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 200,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 110,000 \text{ 円}$
$3,000 \text{ m}^2 < A \leq 4,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 250,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 143,000 \text{ 円}$
$4,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 300,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 177,000 \text{ 円}$
$5,000 \text{ m}^2 < A$	$M \times 6,000 \text{ 円} + 500,000 \text{ 円}$	$M \times 10,000 \text{ 円} + N \times 209,000 \text{ 円}$
長期使用構造等 の審査も含む場合	上記該当手数料 + $M \times 3,000 \text{ 円}$	※1 長期使用構造等の 検査は行いません
変更申請	上記該当手数料の半額	
業務規程第 13 条による変更 の設計住宅性評価申請書 (別件で新規申請) ※2	上記該当手数料の半額	
業務規程第 34 条 (5) viiiによる 設計住宅性能評価申請書 (必須項目:評価基準 3-1 のみ等 級 2 以上、他の基準は等級 1)	別表 4 減額案による (※審査中または審査後並びに評価書交付後に必須項目の等級を上げる又は必須項目以外 の等級を取得する等の変更を行った場合は正規の手数料を徴収する)	
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に +5,000 円を徴収する		
変更申告書 (1 提出につき)	—	6,000 円

設計住宅性能評価における 長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書	M×6,000 円	—
機構様式による 設計住宅性能評価 軽微な変更報告書 ※3	M×6,000 円	—
評価書の再交付 (軽微な変更報告書による 文字訂正等も含む)	M×6,000 円	
長期使用構造等確認書交付 後に設計性能評価を取得	M×3,000 円	
備 考	M：評価を行う住戸数 N：検査を行う回数 住宅型式認定等の設計評価は 6,000 円を 3,000 円と読み替える 住宅型式認定等の建設評価は 10,000 円を 5,000 円と読み替える	

※1 建設性能評価では長期使用構造等の検査は行わない

※2 設計住宅性能評価書の交付前に申請者から通知のあった変更の内容が大規模であると機構が判断した場合は設計住宅性能評価を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価の新規申請を行う

※3 設計住宅性能評価の機構様式軽微な変更報告書は機構独自の取り扱いであり、申請書類の整合の整理を行うもので法令上の効力は生じない

注1：紛争処理支援センター負担金は上記建設評価料金に含まれております。

注2：他県遠方や離島の出張費は、実費を申し受けます。

注3：空気環境（ホルムアルデヒド等化学物質の濃度測定：パッシブ型による測定 5 物質の場合）の評価を行う場合は、上記建設評価料金に箇所数×30,000 円加算とします。

注4：再検査等による検査回数増加分の検査手数料は 1 回につき、11,000 円（共同住宅等は 33,000 円）とします。（併用住宅は戸建て住宅として取り扱い、2 人以上で現場検査を行う必要のある規模の戸建て住宅は共同住宅等として扱います。）

注5：料金はすべて消費税込みの金額です。

注6：機構が効率的な審査業務を実施できると判断した時は、別途ご相談に応じます。

注7：手数料の減額は別途表 による

（既存住宅性能評価）

※ 一戸建て住宅の申請料金（戸数が一戸の併用住宅を含む）

床面積の合計（A）			建設評価 現況検査（必須）のみ		※木造の構造部分のみ 特定現況検査（選択）
A ≤ 200 m ²			76,000 円		左記料金に+64,000 円
200 m ² < A ≤ 500 m ²			103,000 円		—
500 m ² < A			159,000 円		—
長期使用構 造等の審査 も含む場合	基本 料金	A ≤ 200 m ²	上記料金に右記 申請料金を加算	+68,000 円	左に同じ
		200 m ² < A		+85,000 円	
	耐震性の 審査が省 略できる もの	A ≤ 200 m ²		+47,000 円	
		200 m ² < A		+65,000 円	
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に+5,000 円を徴収する					
※変更の取り扱いは新築に準ずる					
※軽微な変更等の取り扱いは新築に準ずる					
※評価書の再交付の取り扱いは新築に準ずる					

※ 共同住宅等の申請料金

床面積の合計（A）	建設評価 現況検査（必須）
$A \leq 500 \text{ m}^2$	132,000 円+M×16,500 円
$500 \text{ m}^2 < A \leq 1,000 \text{ m}^2$	220,000 円+M×16,500 円
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	330,000 円+M×16,500 円
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 3,000 \text{ m}^2$	440,000 円+M×16,500 円
$3,000 \text{ m}^2 < A \leq 4,000 \text{ m}^2$	605,000 円+M×16,500 円
$4,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	715,000 円+M×16,500 円
$5,000 \text{ m}^2 < A$	880,000 円+M×16,500 円
長期使用構造等の審査も含む場合	別途見積もりによる
備 考	M：評価を行う住戸数

長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書 (1 提出につき)	内容を検討し見積もりによる
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に＋5,000 円を徴収する	
※変更の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる	
※軽微な変更等の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる	
※評価書の再交付の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる	

注 1：紛争処理支援センター負担金は上記料金に含まれております。

注 2：他県遠方や離島の出張費は、実費を申し受けます。

注 3：上記料金は検査に必要な図書等がある場合です。図書等がない場合は、簡易な平面図等を作成する必要があるため、別途見積とします。必要な図書等については下表によります。

注 4：特定現況検査は、200 ㎡以下の木造部分を有する一戸建て住宅に限ります。

注 5：再検査等による検査回数増加分の検査手数料は 1 回につき、11,000 円（共同住宅等は 33,000 円）とします。（併用住宅は戸建て住宅として取り扱い、2 人以上で現場検査を行う必要のある規模の戸建て住宅は共同住宅等として扱います。）

注 6：料金はすべて消費税込みの金額です。

必要な図書等	建設住宅性能評価の完了時に用いられた図書
	住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）融資の際の現場検査完了時に用いられた図書
	フラット 35 の工事審査に用いられた図書
	建築確認の完了検査に用いられた図書（検査済証がある場合に限る）

※ 個別性能評価(選択)の申請料金

評価項目		建設評価が有る場合	図書等有る場合	図書等が無い場合
構造：1-1～1-7		32,000 円	51,000 円	—
火災：2-1～2-7		11,000 円	11,000 円	別途見積
劣化：3-1		22,000 円	22,000 円	別途見積
維持管理：4-1～4-4		11,000 円	22,000 円	別途見積
温熱：	5-1	22,000 円	36,000 円	別途見積
	5-2	11,000 円	18,000 円	
空気環境：6-2		11,000 円	11,000 円	11,000 円
空気環境：6-3		105,000 円		
空気環境：6-4～6-5		外部分析機関の実費 +30,000 円		
光視環境：7-1～7-2		11,000 円	11,000 円	11,000 円
高齢者等：9-1～9-2		11,000 円	11,000 円	11,000 円
防犯：10-1		11,000 円	11,000 円	11,000 円

(参考) 性能表示事項ごとに利用できる図書一覧… (評価方法基準技術解説書より一部抜粋)

評価に活用できる図書等	評価可能項目									
	構造	火災	劣化	維持 管理	温熱 5-1	温熱 5-2	空気 環境	光視	高齢 者等	防犯
建設住宅評価	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フラット 35			○		○					
フラット 35S	○		○	○	○	○			○	
公庫融資			○		○					
公庫融資 (割増・基準金利)			○		○				○	
建築基準法 (確認+検済)	○	○	○				○			

注 1 : 個別性能評価のみの申請はできません、個別性能評価の申請には必ず現況検査 (必須) と同時に申請が必要となります。

注 2 : 他県遠方や離島の出張費は、実費を申し受けます。

注 3 : 建設評価が有る場合とは、直近の建設住宅性能評価の図書より、評価項目の等級の内容が確認できる場合とします。

注 4 : 図書等有る場合とは、上記 (参考) 表に当てはまる場合とします。

注 5 : 構造の評価項目に関して、図書等が無い場合は評価しません。

注 6 : 再検査等による検査回数増加分の検査手数料は 1 回につき、11,000 円 (共同住宅等は 33,000 円) とします。(併用住宅は戸建て住宅として取り扱い、2 人以上で現場検査を行う必要のある規模の戸建て住宅は共同住宅等として扱います。)

注 7 : 料金はすべて消費税込みの金額です。

住宅性能評価料金(減額)**(新築住宅性能評価)****※一戸建て住宅の申請料金(減額規定)**

業務規程			
第 34 条(3)	グリーン化事業【はりま風土木（機構：構成員）の物件に限る】		
	床面積の合計（A）	設計性能評価	建設性能評価
	$A \leq 300 \text{ m}^2$	32,000 円	70,000 円
	$300 \text{ m}^2 < A$	上記手数料+10,000 円	同上
第 34 条(4)	物件数 300 件／年 以上		
	床面積の合計（A）	設計性能評価	建設性能評価
	$A \leq 300 \text{ m}^2$	31,000 円	67,000 円
	$300 \text{ m}^2 < A$	上記手数料 + 協議により 0～10,000 円範囲の手数料とする	同上
第 34 条(5)	戸建ての住宅（戸数が一戸の併用住宅を含む）		
	i ～ v 及び ix ～ xii の採用数により 減額率を決定	設計性能評価	建設性能評価
		減額率	減額率
		10%～50%	10%～50%
	共同住宅等		
	vi ～ viii 及び ix ～ xii の採用数により 減額率を決定	設計性能評価	建設性能評価
		減額率	減額率
		10%～50%	10%～50%
	共同住宅等（共同住宅、長屋に限る）		
	viii（設計住宅性能評価 必須項目のみ（評価基準 3-1 のみ等級 2 以上、他の基準は等級 1）を取得） ※建設性能評価は取得しない。取得する場合は正規料金		
	構造計算種別	設計性能評価	建設性能評価
	木造仕様規定	45,000 円	正規の料金
	その他構造計算	60,000 円	同上
第 34 条(6)	変更申告書	—	変更内容により減額できる
	長期使用構造等軽微変更 該当証明申請書	変更内容により減額できる	—

注 1：第 31 条（5）iv の必須項目等とは（第 31 条（5）viii の必須項目とは別）

必須項目の他に以下の項目以外の項目を選択した場合とする

- 1-2（耐震等級）、1-4（耐風等級）、1-5（耐積雪等級）、
- 2-1（感知警報装置設置等級）、2-4（脱出対策）、2-5（耐火等級：開口部）、
- 2-6（耐火等級：開口部以外）、6-1（ホルムアルデヒド対策）、
- 6-2（局所換気設備）

注 2：第 31 条（5）viii で床面積の合計が 500 m² を超える場合は別途見積りによります

注 3：紛争処理支援センター負担金は上記建設評価料金に含まれております。

注 4：他県遠方や離島の出張費は、実費を申し受けます。

注 5：変更申請料金は、上記表を考慮して決定した手数料の半額とします。

注 6：空気環境（ホルムアルデヒド等化学物質の濃度測定：パッシブ型による測定 5 物質の場合）の
評価を行う場合は、上記建設評価料金に箇所数×30,000 円加算とします。

注 7：再検査等による検査回数増加分の検査手数料は 1 回につき、11,000 円（共同住宅等は 33,000 円）と
します。（併用住宅は戸建て住宅として取り扱い、2 人以上で現場検査を行う必要のある規模の戸建
て住宅は共同住宅等として扱います。）

注 8：評価書の再交付は、1 戸あたり 6,000 円とします。

注 9：料金はすべて消費税込みの金額です。

株式会社 兵庫確認検査機構
(令和 7 年 4 月 1 日改定)

長期使用構造等確認の審査料金(新築)

※ 一戸建て住宅の審査料金 (戸数が一戸の併用住宅を含む)

床面積の合計 (A)		基本料金	型式性能確認書・製造者認証等
		申請戸数が多い等、下記料金から減額になる場合がございますので ご相談ください	
A ≤ 300 m ² ※1	電子申請	55,000 円	26,000 円
	紙申請	60,000 円	
許容応力度計算等で適合確認		上記該当手数料 +10,000 円	—
300 m ² < A ※1	電子申請	73,000 円	40,000 円
	紙申請	78,000 円	
変更確認申請書 ※2		上記該当手数料 の半額	上記該当手数料 の半額
業務規程第 13 条による変更 の確認申請書 (別件で新規申請) ※3		変更前物件の申請手数料 の半額	変更前物件の申請手数料 の半額
長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書 (1 提出につき)		6,000 円	6,000 円
機構様式による 長期使用構造等確認 軽微な変更報告書 ※4		6,000 円	
確認書の再交付 (軽微な変更報告書による 文字訂正等も含む)		6,000 円	
設計性能評価書交付後に 長期使用構造等確認書を取得		5,000 円	

- ※1 木造 2 階建て住宅で構造の安定の項目を許容応力度計算等で適合確認を行った場合は、業務規程第 34 条 (7) により減額を行わない (業務規程第 34 条 (4)、(5) xii を)
- ※2 当社以外の機関が確認書を交付した物件の計画の変更をしようとするものは、新たに当該計画に係る長期使用構造等確認の審査依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。
- ※3 長期使用構造等確認書の交付前に申請者から通知のあった変更の内容が大規模であると機構が判断した場合は設計住宅性能評価を取り下げ、別件として再度長期使用構造等確認申請書の新規申請を行う
- ※4 長期使用構造等確認書の機構様式軽微な変更報告書は機構独自の取り扱いであり、申請書類の整合の整理を行うもので法令上の効力は生じない

※ 共同住宅等の審査料金

床面積の合計（A）	基本料金	型式性能確認書・製造者認証等
$A \leq 500 \text{ m}^2$	M×6,500 円+ 50,000 円	M×3,000 円+ 50,000 円
$500 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	M×6,500 円+ 100,000 円	M×3,000 円+ 100,000 円
$1,000 \text{ m}^2 < A \leq 2,000 \text{ m}^2$	M×6,500 円+150,000 円	M×3,000 円+150,000 円
$2,000 \text{ m}^2 < A \leq 3,000 \text{ m}^2$	M×6,500 円+200,000 円	M×3,000 円+200,000 円
$3,000 \text{ m}^2 < A \leq 4,000 \text{ m}^2$	M×6,500 円+250,000 円	M×3,000 円+250,000 円
$4,000 \text{ m}^2 < A \leq 5,000 \text{ m}^2$	M×6,500 円+300,000 円	M×3,000 円+300,000 円
$5,000 \text{ m}^2 < A \leq$	M×6,500 円+500,000 円	M×3,000 円+500,000 円
変更確認申請書	上記該当手数料の半額	
業務規程第 13 条による変更 の確認申請書 (別件で新規申請) ※1	上記該当手数料の半額	
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に+5,000 円を徴収する		
長期使用構造等 軽微変更該当証明申請書 (1 提出につき)	M×6,000 円	
機構様式による 長期使用構造等確認 軽微な変更報告書 ※2	M×6,000 円	
確認書の再交付 (軽微な変更報告書による 文字訂正等も含む)	M×6,000 円	
設計性能評価書交付後に 長期使用構造等確認書を取得	M×5,000 円	
備考	M：長期使用構造等の審査を行う戸数	

※1 長期使用構造等確認書の交付前に申請者から通知のあった変更の内容が大規模であると機構が判断した場合は設計住宅性能評価を取り下げ、別件として再度長期使用構造等確認申請書の新規申請を行う

※2 長期使用構造等確認書の機構様式軽微な変更報告書は機構独自の取り扱いであり、申請書類の整合の整理を行うもので法令上の効力は生じない

注 1：当社以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件に係る長期使用構造等確認の審査料金は、新たに当該計画に係る長期使用構造等確認の審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注 2：料金はすべて消費税込みの金額となっています。

注 3：第 31 条（5）i～xii に準じた内容等で機構が効率的な審査業務を実施できると判断した時は、別表 4 の削減率及び別途ご相談に応じます。

長期使用構造等確認の審査料金(増改築)**※ 一戸建て住宅の審査料金**

床面積の合計 (A)	基本料金 注 2	耐震性の審査が省略できるもの 注 1
$A \leq 200 \text{ m}^2$	76,000 円	47,000 円
$200 \text{ m}^2 < A$	85,000 円	65,000 円
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に+5,000 円を徴収する		
※変更の取り扱いは新築に準ずる		
※軽微な変更等の取り扱いは新築に準ずる		
※長期確認書の再交付の取り扱いは新築に準ずる		

※ 共同住宅等の審査料金

床面積の合計（A）	基本料金 注 2	耐震性の審査が省略できるもの 注 1
$A \leq 500 \text{ m}^2$	M×6,000 円+ 68,000 円	M×6,000 円+ 47,000 円
$500 \text{ m}^2 < A$	別 途 見 積	別 途 見 積
備考	M：技術的審査を行う戸数	
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に+5,000 円を徴収する		
※変更の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる		
※軽微な変更等の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる		
※長期確認書の再交付の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる		

注 1 : 耐震性に係るリフォーム、増改築の計画が無く新築時に活用した制度による※評価書等があり、耐震性の審査が省略できる場合に限る。

※評価書等…住宅性能評価・フラット 35S・建築基準法・認定長期優良住宅・住まい給付金・贈与税の非課税措置による各証明書等を指す。

注 2 : 耐震性が H27 国住指第 3435 号別表 2 に示された認定耐震診断方法（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く））などで確認できる場合をいい、それ以外の場合は別途見積とする。

注 3 : 当社が適合証を交付した物件の計画を変更しようとするものに係る技術的審査料金の額は、上記表の額に 2 分の 1 を乗じた額とする。ただし、当社以外の機関が適合証を交付した物件の計画の変更をしようとするものは、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注 4 : 当社以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件に係る技術的審査料金は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注 5 : 料金はすべて消費税込みの金額です。

注 6 : 戸数が一戸の併用住宅は一戸建て住宅の審査料金とする

長期使用構造等確認の審査料金(既存)**※ 一戸建て住宅の審査料金**

床面積の合計（A）		基本料金 注 2	耐震性の審査が省略できるもの 注 1
A ≤ 300 m ²	新築	63,000 円	47,000 円
	増改築	68,000 円	
300 m ² < A	新築	82,000 円	65,000 円
	増改築	85,000 円	
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に＋5,000 円を徴収する			
※変更の取り扱いは新築に準ずる			
※軽微な変更等の取り扱いは新築に準ずる			
※長期確認書の再交付の取り扱いは新築に準ずる			

※ 共同住宅等の審査料金

床面積の合計（A）		基本料金 注 2	耐震性の審査が省略できるもの 注 1
A ≤ 500 m ²	新築	M×6,000 円+ 65,000 円	M×6,000 円+ 47,000 円
	増改築	M×7,000 円+ 68,000 円	M×7,000 円+ 47,000 円
500 m ² < A		別 途 見 積	別 途 見 積
備考		M：技術的審査を行う戸数	
※上記申請手数料は電子申請を原則とし紙申請の場合には上記手数料に＋5,000 円を徴収する			
※変更の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる			
※軽微な変更等の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる			
※長期確認書の再交付の取り扱いは共同住宅の新築に準ずる			

注 1 : 耐震性に係るリフォーム、増改築の計画が無く新築時に活用した制度による※評価書等があり、耐震性の審査が省略できる場合に限る。

※評価書等…住宅性能評価・フラット 35S・建築基準法・住まい給付金・贈与税の非課税措置による各証明書等を指す。

注 2 : 耐震性が H27 国住指第 3435 号別表 2 に示された認定耐震診断方法（「木造住宅の耐震診断と補強方法（建防協）」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」（時刻歴応答解析における方法を除く））などで確認できる場合をいい、それ以外の場合には別途見積とする。

注 3 : 当社が適合証を交付した物件の計画を変更しようとするものに係る技術的審査料金の額は、上記表の額に 2 分の 1 を乗じた額とする。ただし、当社以外の機関が適合証を交付した物件の計画の変更をしようとするものは、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注 4 : 当社以外の機関が設計住宅性能評価書を交付した物件に係る技術的審査料金は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とする。

注 5 : 料金はすべて消費税込みの金額です。

注 6 : 戸数が一戸の併用住宅は一戸建て住宅の審査料金とする

長期使用構造等確認の料金(減額)**(長期使用構造等確認(新築))****※一戸建て住宅の申請料金(減額規定)**

業務規程		
第 34 条(3)	グリーン化事業【はりま風土木（機構：構成員）の物件に限る】	
	床面積の合計（A）	長期使用構造等確認
	$A \leq 300 \text{ m}^2$	46,000 円
	$300 \text{ m}^2 < A$	上記手数料+10,000 円
第 34 条(4)	物件数 300 件／年 以上	
	床面積の合計（A）	長期使用構造等確認
	$A \leq 300 \text{ m}^2$	31,000 円
	$300 \text{ m}^2 < A$	上記手数料 + 協議により 0～10,000 円範囲の手数料とする
第 34 条(5)	戸建ての住宅（戸数が一戸の併用住宅を含む）	
	i ～ iii、v 及び ix ～ xii の採用数により 減額率を決定	設計性能評価
		減額率
		10%～50%
	共同住宅等	
	vi ～ vii 及び ix ～ xii の採用数により 減額率を決定	設計性能評価
		減額率
		10%～50%
第 34 条(6)	長期使用構造等軽微変更 該当証明申請書	変更内容により減額できる

注 1：第 34 条（5）viiiで床面積の合計が 300 m²を超える場合は別途見積もりによります

注 2：確認書の再交付は、1 戸あたり 6,000 円とします。

注 3：料金はすべて消費税込みの金額です。

別記様式

検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知

令和 年 月 日

株式会社 兵庫確認検査機構 殿

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

記

1. 設計住宅性能評価書交付番号 第 号

2. 設計住宅性能評価書交付年月日 令和 年 月 日

3. 設計住宅性能評価書交付者

4. 検査対象工程に係る工事

☐ 基礎配筋工事の完了時

☐ 躯体工事の完了時

☐ 下地張り直前の工事完了時

☐ 竣工時

5. 検査対象工程に係る工事の完了(予定)年月日 令和 年 月 日

6. 建築場所

7. 建物名称

(注意) 数字は算用数字を用いてください。

備考 一の申請者が、共同住宅等の複数の住戸に係る通知を行う場合、この通知書一部をもって通知を行うことができます。

第一号様式 身分証明書(評価員)

令和 年 月 日 交付第	号 (有効期限 ヶ月)
氏 名 生年月日 資 格	身分証明書 (評価員)
	(写真)
上記の者は、住宅品質確保の促進等に関する法律第 13 条に基づき 株式会社 兵庫確認検査機構 が選任した評価員であることを証明する。	
株式会社 兵庫確認検査機構	社印

第二号様式 身分証明書

令和 年 月 日 交付第	号 (有効期限 ヶ月)
氏 名 生年月日 資 格	身分証明書
	(写真)
上記の者は、株式会社 兵庫確認検査機構 の職員であり評価の業務に従事する職員であることを証明する。	
株式会社 兵庫確認検査機構	社印